

総合評価方式にかかる雇用確認について

令和6年12月2日

令和6年12月2日以降、健康保険被保険者証がマイナンバーカードに切り替り、新たな健康保険被保険者証の発行が行われなくなることを踏まえ、総合評価評価項目「障がい者雇用実績」、「人権に関する取組実績」、「不当要求防止責任者講習の受講実績」等の雇用確認方法を改めます。

1 主な改正内容

工事

改正前	改正後
・ 監理技術者資格者証の写し ・ 健康保険被保険者証等の写し ・ 雇用証明書	・ 監理技術者資格者証の写し ・ 健康保険被保険者証の写し ・ 健康保険・厚生年金被保険者標準報酬決定通知書の写し ・ 雇用保険被保険者資格取得等確認通知書の写し ・ 雇用証明書

業務委託

改正前	改正後
・ 監理技術者資格者証の写し ・ 健康保険被保険者証等の写し ・ 雇用証明書	・ 三重県測量・調査・設計業務技術者登録者証の写し ・ 健康保険被保険者証の写し ・ 健康保険・厚生年金被保険者標準報酬決定通知書の写し ・ 雇用保険被保険者資格取得等確認通知書の写し ・ 雇用証明書

※健康保険被保険者証の写しについては、有効期限前又は令和7年12月1日までに限り確認書類として用いることを可能とします。

2 適用日

令和6年12月2日以降の公告及び指名通知にかかる案件から適用します。

【総合評価方式に関する問合せ先】

四日市港管理組合 経営企画部

建設課 TEL：059-366-7028

防災営繕課 TEL：059-366-7027